



(重要連絡)

2025 年度以降にデミング賞応募相談室を実施する 海外組織の「応募の資格（受審スコープ）」の改定について

(2025 年度より適用)

デミング賞委員会

デミング賞委員会で、2025年度以降にデミング賞応募相談室を実施する海外組織の「応募の資格（受審スコープ）」について審議した結果、同委員会で下記の改定内容が承認され、決定いたしました。



「応募の資格」

デミング賞は 経営理念、業種、業態、規模、経営環境にふさわしい TQM が効果的に実施されている応募組織に対して授与される年度賞です。応募の資格には、国内組織、海外組織で違いがありますので、ご注意ください。

※下記の応募の資格は、2025 年度以降に応募相談室を実施する組織に適用され、2024 年度までに応募相談室を実施した組織は、2024 年度の応募の資格に従います。

1. 応募の資格

デミング賞に応募できるのは、次の条件を満たす企業、機関、**団体**などの組織（以下、組織という）です。

業種・規模の大小、公・私は国内組織、海外組織共に問いません。

※軍事産業など、社会的受容性観点からみて懸念がある場合は、審査範囲から除外します。

※国内組織と海外組織の定義は後記参照

(1)国内組織

1) 審査の対象となる組織の範囲

組織の一部（工場、事業所、事業部）・全体を問いません。

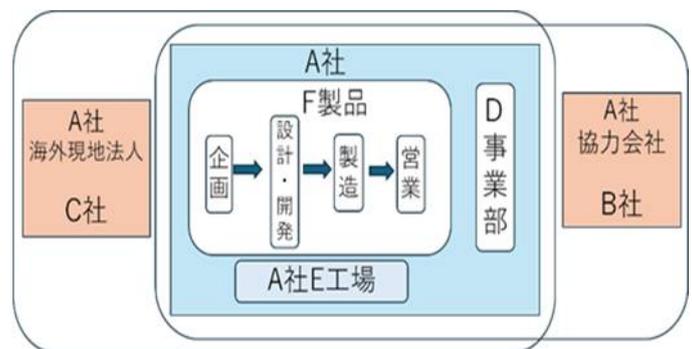
2) 応募の条件

- a) 社会的・経済的に意味のある製品・サービスを提供している、またはその提供にかかわっている。
- b) a) の製品・サービスに関する一貫した品質保証を行うために必要な機能の全部、またはその重要な一部（企画、設計、開発、製造、物流、営業、サービスなど）を担っている。
- c) b) の機能を担うのに必要な人、物、資金などの運用を行う責任と権限をもっている。

*上記 a) の「社会的・経済的に意味のある製品・サービス」とは、当該組織からは経営上独立した人・組織に対して提供されるものであり、受け手（顧客）である人・組織に便益・価値を与えるとともに、その実現に伴って受け手または社会や環境におよぼす害・損害の少ないものという意味です。

例えば、以下のような組織が該当します。

- ・ 全社、事業部
- ・ 利益を目的にしない政府、自治体、公益事業体、またはその一部
- ・ 工場、研究所、技術本部、調達本部、営業本部など
- ・ ある製品のバリューチェーン全体にかかわる一連の組織・本社と海外法人
- ・ ある製品群を協力して提供している企業グループ



例：□の囲みのどのパターンでも応募の条件を満たしていれば、応募可能となります。

(2) 海外組織

1) 審査の対象となる組織の範囲

組織（企業、機関、団体など）の全体のみ応募が可能です。企業の場合は、全社のみを対象とし、工場単位や部門単位など個別の受審はできません。

2) 応募の条件

自律的な経営を行っている組織（企業、機関、団体など）の全体。

ここでいう「自律的な経営」とは、次の条件を満たすことをいいます。

- a) 独自で自主的な経営ができるような、経営資産（人、物、資金など）の運用を自由に行う責任と権限を有している。
- b) 一貫した品質保証を行う責任と権限を有している。
- c) 利益責任および将来の経営の発展を図る責任と権限を有している。

※「組織（企業、機関、団体など）の全体」に含まれる範囲は、対象組織において活動を行うすべての事業単位・部門を含みます。ただし、応募に際しての調査単位の考え方、および実地審査段階での審査対象のサンプリングの考え方と方法は別途定めます。

2. その他、関連する改訂に関する記述

(1) 国内組織と海外組織の定義の変更

1) 国内組織

国内組織とは、日本国内に拠点を置き、日本国内の法律や制度に基づいて活動している組織を指します。また、日本資本の組織の海外現地法人も国内組織として扱います。海外資本の日本国内にある拠点はこれに該当せず、海外組織扱いになります。

2) 海外組織

海外組織とは、日本国外に拠点を置き、該当国の法律や制度に基づいて活動している組織を指します。ただし、日本資本の組織の海外現地法人は国内組織に該当するため、海外組織に含まれません。

(2) 国内・海外組織の料金

年度	応募相談室実施の有無	組織	TQM 診断	審査	応募資格	備考
2024年度以前	応募相談室実施済み	国内	旧料金	旧料金	全社以外も可	
		海外	旧料金	旧料金	全社以外も可	
2025年度以降	応募相談室実施	国内	旧料金	旧料金	全社以外も可	国内・海外の定義が変更
		海外	新料金	新料金	全社のみ	国内・海外の定義が変更

※「旧料金」とは、2024年度基準費用に準拠し、「新料金」は、2025年度改定基準費用に準拠します。詳しくは、デミング賞委員会事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先：

デミング賞委員会事務局（一般財団法人日本科学技術連盟内）

〒163-0704 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 4階

E-mail : demingprize@juse.or.jp